

地域包括支援センター長森だより

いつまでも住み慣れたこの街で…

～こんにちは、あなたの街の地域包括支援センターです～



令和6年3月号

高齢者虐待を防ぎましょう

高齢者虐待とは、高齢者（65歳以上）への介護者等による以下の5種類の虐待のことをいいます。

心理的虐待

- ・脅す、怒鳴る、ののしること、無視すること、人前で恥をかかせるなどの嫌がらせによって精神的な苦痛を与えること。

身体的虐待

- ・暴力行為。身体拘束などにより外部との接触をさせないようにする。意図的に薬を過剰に与えること。

経済的虐待

- ・本人にとって必要な金銭を渡さない、使わせないこと。本人の合意なしに財産やお金を使用すること。

世話の放棄

- ・水分や食事を十分に与えないこと。入浴や排せつの世話をしておらず異臭がする状態。

性的虐待

- ・本人の嫌がる性的な行為やその強要を行うこと。

《高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義》第2条第4項より抜粋

虐待を発生させないために

虐待を起こす背景には「介護疲れやストレス」、「孤独な介護」、「折り合いの悪さ」、「経済的に困っていること」などがあります。



介護をしている方へ

周囲に相談

家族や親戚を頼り、抱え込まないようにしましょう。近所にも一声かけて介護していることを知ってもらうことも気楽にするポイントです。

情報交換

高齢者を介護する同じ境遇の方々と情報交換を行いましょ。



苦労や喜びを分かち合うだけで元気づくれます。

介護サービスを活用

ゆとりを持って介護を続けるために、いろいろな介護

サービスを活用しましょう。



自分の時間を持つ

たまには介護を忘れ、自分の楽しみなことをして過ごしましょう。



*岐阜市 高齢者の安心生活より抜粋

周囲の人の、高齢者を含め介護者へのあたたかい見守りや声かけが気持ちのゆとりにつながることがあります。

介護を受けている方へ

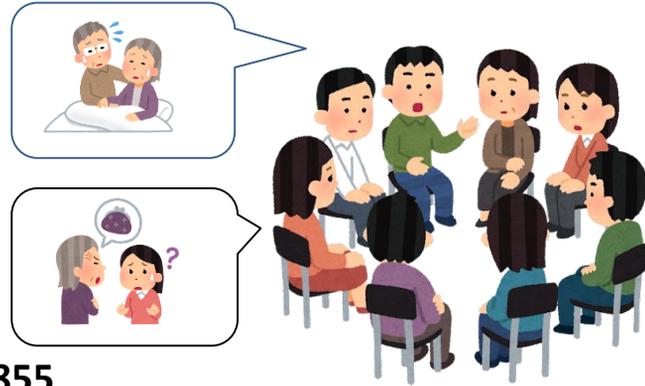
感謝の気持ちを「ありがとう」の言葉で伝えましょう。言わなくてもわかる、は禁物です。



高齢者虐待に関するご相談は 岐阜市地域包括支援センター長森
連絡先 245-2855まで

認知症サポーターの集い

令和6年1月29日(月)長森北公民館にて認知症サポーターの集いを開催しました。認知症サポーターの集いとは、主に認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に、認知症に関する啓発活動・学びの場です。参加者の皆さんで実際に介護されている方の思いなどを伺い、意見交換を行いました。ご興味のある方は下記までご連絡ください。



岐阜市地域包括支援センター長森 Tel. 058-245-2855

高齢者の消費者トラブルに気づいたら

高齢者の消費者トラブルが年々増加しています。トラブルの特徴は

- ・騙されたことに気づきにくい。
- ・被害にあっても誰にも相談しない。ことです。

高齢者の消費者トラブルを防ぐには、家族や近所の方、訪問介護サービスの方など周囲の見守りと気づきが重要です。もしかしたらと思ったら、早めにご相談ください。



〈 岐阜県 高齢者見守りガイド参照 〉

消費者庁 イラスト集参照

岐阜市地域包括支援センター長森

☎058-245-2855

〒500-8127

岐阜市塩町2丁目32

訪問・来所・電話などによる相談の受付

月曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く)

開所時間 午前9時～午後5時

※ 開所時間外の緊急時の相談は転送電話で対応します。

ご相談に来られる方へ

予めご連絡いただけますと、お待たせすることなくご相談いただけます。また、要介護認定の申請を希望される方は、できるだけ医療保険の被保険者証をご持参ください。ご協力をお願いします。

交通のご案内

岐阜バス 東興町 下車徒歩10分

長森ふれあいバス 地域包括支援センター長森 下車徒歩1分

ホームページ <http://www.gifuroujin.or.jp/chikihoukatsu>

